

各会計予算特別委員会会議録

○議事日程（第3号）

令和5年3月10日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第 5号 羽幌町まちづくり応援寄付条例の一部を改正する条例
- 第 2 議案第 6号 羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例
- 第 3 議案第10号 乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第11号 羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第18号 令和5年度羽幌町一般会計予算
- 第 6 議案第19号 令和5年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 7 議案第20号 令和5年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 8 議案第21号 令和5年度羽幌町介護保険事業特別会計予算
- 第 9 議案第22号 令和5年度羽幌町下水道事業特別会計予算
- 第10 議案第23号 令和5年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算
- 第11 議案第24号 令和5年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算
- 第12 議案第25号 令和5年度羽幌町水道事業会計予算

○出席委員（11名）

1番 金 木 直 文 君	2番 磯 野 直 君
3番 平 山 美知子 君	4番 阿 部 和 也 君
5番 工 藤 正 幸 君	6番 船 本 秀 雄 君
7番 小 寺 光 一 君	8番 逢 坂 照 雄 君
9番 舟 見 俊 明 君	10番 村 田 定 人 君
11番 森 淳 君	

○欠席委員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	鈴 木 典 生 君
監 査 委 員	熊 木 良 美 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
会 計 管 理 者	渡 辺 博 樹 君
総 務 課 長	敦 賀 哲 也 君

地域振興課長	清水聡志君
財務課長	大平良治君
財務課主幹	熊谷裕治君
町民課長	宮崎寧大君
福祉課長	木村和美君
健康支援課長	鈴木繁君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥山洋美君
建設課長	金子伸二君
建設課主任技師	石川隆一君
建設課主任技師	笹浪満君
建設課主幹	上田章裕君
上下水道課長	棟方富輝君
上下水道課主幹	竹内雅彦君
農林水産課長	伊藤雅紀君
商工観光課長	高橋伸君
天売支所長	門間憲一君
焼尻支所長	佐々木慎也君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	酒井峰高君
社会教育課長 兼公民館長	飯作昌巳君
監査室長	三上敏文君
農業委員会 事務局長	伊藤雅紀君
選挙管理委員会 事務局長	敦賀哲也君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊島明彦君
総務係長	嶋元貴史君
書記	逢坂信吾君
書記	佐藤諒輔君

◎開議の宣告

○阿部委員長 昨日に引き続き、ただいまから羽幌町各会計予算特別委員会を開きます。
本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

(開議 午前10時00分)

◎議案第5号～議案第6号、議案第10号～議案第11号、議案第18号～議案第25号

○阿部委員長 昨日は6款農林水産業費まで終わりましたので、続いて7款商工費からとなります。昨日もお願いしましたが、質疑についてはその趣旨が容易に理解できるよう簡潔にまとめて発言願います。それでは、155ページから163ページまで質疑を行います。

小寺委員。

○小寺委員 説明資料の14ページ、企業振興促進事業についてお伺いします。

昨年令和4年度の予算では151万程度の予算でしたが、今年度が447万円ということで増額した理由をお聞かせいただきたいと思います。

○阿部委員長 商工観光課、高橋課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

5年度の企業振興に関しましては、一応うちのほうとして予定というか、事業を予定されているものがありましたので、その分について予算計上しております。内訳といたしましては、離島観光振興等における補助が1件、新規創業に係る補助が、これは継続ですけれども、2事業者で、事業場の立地に関する助成として1事業者を予定しております。それで、総額が447万5,000円という形になっております。

○阿部委員長 小寺委員。

○小寺委員 それでは、今年度については昨年よりそういうのを使う事業者が増えるということで、使っていただけることによって地域の企業振興に役立つので、とてもいいかなというふうに思っています。

続けていいでしょうか。同じく説明資料の14ページ、雇用促進助成事業についてお伺いします。

こちら結構大きな金額で732万円ということで計上されていますけれども、これも先ほどと似たような感じで雇用に係る助成なのですけれども、それについて今年度の予定、予算の内容についてもう少し詳しく教えていただけますか。

○阿部委員長 商工観光課、高橋課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

この事業に関しましては、雇用に係る部分で3年間継続して雇用支援として補助しているものです。令和5年度に関しましては、令和2年度から令和4年度に雇用した方々の部

分に関して該当してくるもので、令和3年度に雇用された方が人数的にも多いものですから、5年度に関しましてはこの金額となっております。内訳といたしましては、令和2年度採用の方で3名、令和3年度雇用の方で10名、令和4年度採用の方で6名分の雇用支援という形でこの金額となっております。

○阿部委員長 小寺委員。

○小寺委員 昨日も話しましたが、移住定住の、まず最初にちょっと私の認識が甘くて申し訳なかったのが、昨日行政側からも移住定住に対しては今後ワンストップの窓口を設けるということだったのですが、ホームページを昨日改めて確認したらワンストップの窓口を設置していて、担当者ですとか、電話番号ですとか、そういうのもう記載があったのです。ということで、そのページを見ていくと今のような雇用に関する助成のページにもリンクが行くと。ただ、先ほども言ったとおり企業に入る助成になるわけですから、それが直接雇用者に還元するかは企業側の判断になるのかなというふうに思います。移住定住につながるかは分からないのですけれども、移住者がこの助成が直接移住したら入るのだと思われるとちょっと困るかなと。企業に入るのはもちろんシステム的にはしようがない今の内容なのですけれども、そういう雇用主ではなくて雇用者に入るような仕組みも今後考えていくべきかなというふうに思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○阿部委員長 商工観光課、高橋課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

雇用された方に入るといふことでの質問だとは思いますが、あくまでもうちのほうとしては事業者支援という形での雇用ということですので今この制度を整えておりますので、そちら雇われた方、個人のほうに入る部分に関しましてはこれから協議が必要かなとは考えております。

○阿部委員長 小寺委員。

○小寺委員 自分が見た限りでは移住定住のところにも例えば空き店舗の活用ですとか、そういうのもあった中にそういう雇用の関係であったのかなと思ったものですから、ちょっと質問しました。

続けてどんどんいいのでしょうか。昨日も少し伝えたのですが、同じく説明資料の14ページ、移住就業支援事業ということで100万円ということで、これが昨日私の認識で話した中では東京限定、東京近郊の大都市部、関東になるのですか、から移住して就職された方に当たるという東京限定のと言ったら変ですが、だと私は認識していますけれども、その内容と、あと東京に限定しないで同じような制度で北海道なのか、ほかの県なのか、そういうのに広げられないのかなというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○阿部委員長 商工観光課、高橋課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

この事業に関しましては、委員おっしゃるとおり東京23区からの北海道内に移住し、

就業した方に対しての支援金ということで国の制度として実施しているものです。あくまでも都道府県単位での形になっておりますので、都道府県が運営しておりますマッチングサイトの部分で来られる希望の方は職業というか、事業者決めまして、その事業者がある市町村に対してこの支援金というのが各市町村で持っているもので、羽幌町としてもそのマッチングサイトの部分に関しまして事業者2件ほど登録されていますので、そこを希望される方であればうちのほうに来て、この支援金の該当になるという形になっております。

あくまでも国のほうでやっている部分の制度で動いていますので、うちのほうとしては今現状では国が決めております東京23区からの移住という形での事業ということで、それ以外に関しましては今後の協議という形になると思います。

○阿部委員長 小寺委員。

○小寺委員 国の事業を町がやるのは予算も国から出るわけですから、取り組みやすいと思うのですけれども、ぜひ町独自の、特に移住定住に力を入れるという話も昨日ありましたし、執行方針ですとか、7次計画の中でも触れられていますので、ぜひ町独自でもそういう取組を今後考えていくべきだと思いますけれども、全体に関わることなので、町長今後町としてどういうふうに取り組んでいくかということもしあればお願いします。

○阿部委員長 駒井町長。

○駒井町長 今後特に広げていくというような考え方は、現在は持っておりません。

○阿部委員長 小寺委員。

○小寺委員 今年度予算では計上されていませんけれども、総合振興計画の中にもきちんとまち・ひとづくりでも様々に移住定住については取り組んでいくというふうには書いてあるのですけれども、今で言うとな後は移住定住は特に考えていないということでしょうか。

○阿部委員長 駒井町長。

○駒井町長 現在のところ委員ご指摘でございました東京圏でなくというようなことで東京圏のそういった国とのタイアップといったことでありますので、そういうことが広がればまた広げられるかと思えますけれども、現状これと同じようなことをすぐできるかといった場合大変難しいものはあるかと思えますので、現状この形を続けていきたいというふうに思っております。

○阿部委員長 小寺委員。

○小寺委員 今は次年度の予算のことを予算委員会でやっているのですけれども、この予算については総合振興計画、5年間の計画と、あとそのほかの様々な計画に基づいてそのうちの中の次年度の話合いを今しているわけですね。その中でもうしないというふうにしてしまうと、そのほかの計画、特に総合振興計画にも合致していかないのではないかなと思うのですけれども、自分は総合振興計画5年間の計画なので、細かい内容については入っていませんが、やっぱりそれについてもうしませんよということであれば思考が止まってしまうわけで、今後何が問題なのか、予算上の問題なのか、制度上の問題なのか、取

り組まない、ちょっと理由がはっきりと今の答弁では見えてこないのですけれども。

○阿部委員長 駒井町長。

○駒井町長 現状ではそういうことで来年もしないとか、そういうことまではまだ申し上げておりませんつもりでございます。現状では今申し上げました東京圏という限定がありますので、そういった中で続けてまいりたいというふうを考えているということで、来年度以降は何もしないというようなことではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○阿部委員長 小寺委員。

○小寺委員 またちょっとニュアンスが変わったのですけれども、自分はこの最後にはその移住定住の100万円の事業については聞きましたけれども、それを超えた町独自の事業について今後考えていくのかということだけなのです。できないということではなくて、今後やっぱり取り組んでいくのかと、様々な方面でというだけなのですけれども。

○阿部委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時14分

○阿部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

駒井町長。

○駒井町長 現在のところ今後申し上げられるような計画を持っているかという、そういうことではございませんので、改めて今後についてはまた1年間協議の中で何かあればそれを進めてまいりたいというふうを考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○阿部委員長 小寺委員。

○小寺委員 きっと単年度ではなくて長期的に様々な事業を組み合わせる移住定住についても取り組んでいかなければいけないのではないかなというふうに思っています。それぞれ課にまたがっていろんな制度があるのですけれども、それを総合的にやっぱり今後もずっと考えていかなければいけないのではないかな、そしてよりよいものをつくることによって目標を達成するように今後も協議なりいろんな情報を得ながら進んでいただきたいと思いますというふうに考えています。

続いてもいいですか。

○阿部委員長 はい。

○小寺委員 すみません、長くなりましたが、今年度の観光事業について全般からちょっとお伺いしたいと思います。

まず、町長にお伺いしたいのが、今回執行方針の中でははぼろ甘エビまつりについての記載が消えていました。昨年までは毎年執行方針の中で触れられていたのですけれども、

予算書を見るときちんと甘エビまつりの予算がついたのですけれども、執行方針から消えている理由、消した理由と言ったら変ですけれども、何かあるのでしょうか。

○阿部委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

○阿部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

駒井町長。

○駒井町長 時間をいただいて、申し訳ございません。甘エビまつりについては、コロナの関係でできなかったのと、それからエビの量の確保が大変難しいということでございます。それで、本年についても集客型のエビまつりの状況は難しいということは実行委員会のほうから出てきて、町外へ出ていくイベントについてはやっていきたいということで予算の扱いがちょっと違ったようでございます。よろしいでしょうか。

○阿部委員長 小寺委員。

○小寺委員 事業の説明をしていただいて、ありがとうございます。自分が聞いたのは、事業は名前としては継続しているのに何で今年、町長の発言ですよね、執行方針ですから、の中ではぼろ甘エビまつりを抜いたのかということなのですか。

○阿部委員長 駒井町長。

○駒井町長 今申し上げたとおりで、町内における集客型のエビまつりはできないということでございますので、そういう格好になっております。

○阿部委員長 小寺委員。

○小寺委員 すみません、委員長、何回もやり取りが同じくなってしまって申し訳ないのですが、執行方針の私たちが見るペーパーの中で、主な事業の中で昨年までは形は変えたとしてもはぼろ甘エビまつりということで記載されていたのです。ただ、今年に関してはその記載がなかったのです。それは、やっぱり自分はそれを見たときに甘エビまつりしないのだと思ったのです。でも、予算書を見るとはぼろ甘エビまつりはちゃんと形は変えてやるようになっていたので、執行方針ですから今年こういうことをやるのだという発表の場がずっとあったのですけれども、今年はその記載が消えていたのは何か理由があるのかなと思ってお聞きしたのですけれども。その事業の中身ではなくて執行方針に関わるのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○阿部委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時21分

○阿部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興課、清水課長。

○清水地域振興課長 お答えいたします。

先ほど町長から説明申し上げたとおり、事業の形態がちょっと変更した形で予定しております。そのことによりまして主な事業として抜粋して記載しているわけですが、若干その主なという位置づけからランクが下がったといえますか、そういったニュアンスで5年度の執行方針からちょっと外して記載したというようなところでございます。

○阿部委員長 小寺委員。

○小寺委員 その主な事業、執行方針ですから選ばれて記載していく中で町長が甘エビまつりについてはランクを下げたと、主な事業には入らないという判断をされたということではいいですか。

○阿部委員長 駒井町長。

○駒井町長 繰り返しになりますけれども、エビにつきましては不漁で、5年度につきましては早くから従来型の事業についてはできないということでもございましたので、規模としては今までどおりのああいうサンプラを中心とした事業としてはできないのだということでもございましたので、記載としてはそういう形になったということでもございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○阿部委員長 小寺委員。

○小寺委員 担当課長の説明では予算規模も落ちているし、予算は言っていないですけれども、昨年と比べると予算規模を抑えて事業は変更したから主な事業には入らなくなったと。ランクが下がったというのはちょっとあれですけれども、事業内容については説明いただいたので、分かったというか理解しました。

それと、もう一つお聞きしたいのが去年はあった天売ユニフェア、焼尻めん羊フェアというのが去年はありました。そして、去年の一般質問の中で今年度、令和4年で緊急性の高い事業は何かという中で、町長の答弁の中で新規で天売ユニフェア、焼尻めん羊フェアが緊急性の高い事業だということをおっしゃっていましたが、今年に関してはフェアではないのですけれども、また名前が戻って焼尻めん羊まつりですか、これも執行方針の主な事業には触れられていますが、天売のウニまつりですか、ユニフェアみたいなのは執行方針にもないですし、予算にもないのです。その辺事業の内容ではなくて、去年は緊急性があったと発言された天売に関してのウニまつり、ユニフェアが今年度できなかった、できない理由というか、その辺はどういうふうに考えていますか。大きなお祭りの一つだと思うのですけれども。

○阿部委員長 商工観光課、高橋課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

天売のユニフェアに関しましては、4年度からフェアとして予算化して実施をしようとしていたのですけれども、実績といたしましては天売ユニフェアに関しましてはちょうど

コロナの状況によりましてできないという形で今回は中止しております。めん羊フェアに関しましては島内でめん羊を提供できるという形、これは4年度提供できるようになっておりましたので、こちらのほうは実施しております。

5年度予算に関しましては、当初より天売ウニフェアに関しまして昨年、今年度予定していた事業としては観光協会支部のほうで実施するのですが、そちらのほうはちょっと難しいということで今回予算からは落としております。支部事業の中にめん羊フェアという形ではそのまま継続して残っておりますので、記載がなくなったウニフェアに関しましては当初よりちょっと来年度難しいという話で協議進めておりましたので、そちらのほうは抜いている形となっております。

○阿部委員長 小寺委員。

○小寺委員 分かりました。ただ、天売のウニまつりなりウニフェアの今回実施できなかった、実施できないというか、支部のほうで判断されたと思うのですが、その原因というのはいろんなことが、例えば先ほど甘エビの話の中ではなかなか取れなくなっただとか、そういういろんな原因があったとは思いますが、何かできなくなった理由というのはあるのでしょうか。

○阿部委員長 商工観光課、高橋課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

ウニフェアというか、もともとがウニまつりという形で始めて、コロナ等の状況にもよって規模縮小しながらやるということでウニフェアという形にはしたのですが、天売のほうの観光支部会員数も減少しているという部分もありますし、取りあえず人手が足りないという部分で支部のほうからは伺っております。

○阿部委員長 小寺委員。

○小寺委員 どの場所でも、イベントでもやっぱり人手不足というのは結構大きな原因かなというふうに思います。きっと焼尻のほうもいろんな、大変だと思いますし、やっぱり人手、会員ですとかだけではできないですし、実行委員会だけではきっと難しい面もあると思います。いかに町民を巻き込んで、そしてまた役場の皆さんにも協力いただきながらやはり大きなお祭り、観光のイベントだと思いますので、今後もそういうお祭りが減らないようにいろんな形で皆さんで協力できる体制をつくっていくのも必要かなというふうに、イベントを継続するために役場の担当の方だけ一生懸命ではなくて、町民も巻き込んでいくような運営も必要になってくるかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○阿部委員長 商工観光課、高橋課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

委員おっしゃるとおり皆さん巻き込んでという部分では、私どももそう考えております。天売、焼尻に問わず町場の今先ほどあった甘エビまつりに関しても人手不足というのは、どのイベントに関しても多分共通することなので、各団体と協議しながら進めていきたい

などは思っております。

○阿部委員長 船本委員。

○船本委員 甘エビの宣伝は、これは当然するべきだと私も思います。いい補助だと思って見えています。ただ、先ほど町長も甘エビがなかなか不漁で確保するのが難しいのだというお話もされました。実は私もいろいろ話聞いていますと量が少ないものですから、大手の仲買人が値段をだんと高くして全部持って行ってしまうと。だから、地元の個人の仲買人についてはなかなか手に入らないと。だから、その代替としてシマエビを使っていると、シマエビは取れていると。ここでなかなか甘エビが手に入らないと言うのですが、実はこういう宣伝は大事なのですが、甘エビが欲しいと言ってきたり、観光でこちらのほうへ来て甘エビを買うにしても買えなかった場合に逆効果になりませんか。今現状そのエビというのはどうなのですか。私は人の話だけですから、実際にもう取れなくなってきて量的に今までから見たら何分の1しかないよというのかどうなのか、まずそこが基本でないかなと思うのですが、そこら辺ちょっと教えてください。

○阿部委員長 農林水産課、伊藤課長。

○伊藤農林水産課長 お答えいたします。

エビの現状のということでございますが、2月末現在の漁獲数等によりますと昨年が令和4年ですか、6トン取れているところが今年については2月末でその半分の3トンということで状況的にはそもそも昨年もう少ない中であつた中でさらに現状は少ないのかなということで、エビの漁獲に関しては状況的にはかなり年々ですが、厳しいのかなというふうには思っております。

○阿部委員長 船本委員、漁獲量とかってなってしまうと漁業のほうになってしまいますので、観光にひっくるめて質問していただきたいと思いますので、よろしく。

船本委員。

○船本委員 漁獲量等は私はあれですけども、観光としても量的にまずそこを基本にしてやらなかったら、エビがあんまりないのに観光をPRするというのはいかがなものかなということで私はこの7款で質問させていただきました。

それで、担当課としてはそこら辺がどういう考え持ってPRをされるのか、そこを私聞きたかったのですが、もう一度お答えしてください。

○阿部委員長 商工観光課、高橋課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

委員おっしゃるとおりエビが少ないという部分でのPRにはなりますけれども、羽幌イコール甘エビというのがかなり定着している部分もございまして、こちらもエビまつりに関しましては実行委員会の中でもいろんな協議をさせていただいております。ほかのエビ混ぜてやればいいのかとか、違うものにしようかとかという議論もした中で、ただ先ほど言ったように羽幌イコール甘エビという部分の認知度に関しましてはこのまま維持していきたいという部分での、取れたときに町外に出て何かしらのイベントに参加して

羽幌イコール甘エビという認知度を落としたいくないというのが実行委員会等での決定というか、そういう協議になりましたので、うちのほうとしても羽幌イコール甘エビという取りあえず認知度に関しましてはエビがないにしろ全然取れていないわけではなくて、イベントやるための、甘エビまつりやるためには何トン、それこそ1日、2日で3トン、4トンという部分が必要になってきますので、それはその時期まとめて取ることはちょっと難しいだろうということでの集客イベントに関しましては見送るということで今までできております。

町外に出てイベントで甘エビプラスエビ関連の商品という部分で羽幌イコール甘エビという認知度を下げないために参加しようということでの今回の事業予算として計上させていただいておりますので、そちらは事業者と実行委員会等々の団体の意向も酌んだ形での予算化となっております。

○阿部委員長 船本委員。

○船本委員 それでは、甘エビは来ても買えるということでは理解していいのですか。

○阿部委員長 商工観光課、高橋課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

今回の出張甘エビまつりという形は、もちろんエビの取れる量にもよりますが、その状況に応じて持ってくる量も減りますし、量があればその分持って行って売ることでも可能だとは思いますが。ただ、漁協のほうとも協議しながらの実施にはなるとは思いますが、今のところの状況でいくとイベントに持っていくのは1トンとか、そういうレベルではないので、その持っていける量が確保できればイベントのほうに参加するという形で今進めております。

○阿部委員長 船本委員。

○船本委員 私の質問の仕方がちょっと悪かったのだらうと思うのですが、こちらのほうへ、向こうへ持っていくのは結構なのです、全然それは。当然持っていくだらうと思えます。ただ、羽幌へ来たときだとか、電話で店に電話かけた場合にエビ買えるのかどうかということをお聞きしています。

○阿部委員長 商工観光課、高橋課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

それも取れた量にはよると思いますが。昨年に関しましてもエビスタンプラリーという形で実施して、町内のエビ買える、食べられるというところを紹介しながら事業は進めておりますが、去年は時期にもよりますが、取れた量によって町内出回っておりますので、今年に関しましてもゼロではないとは思っております。

○阿部委員長 逢坂委員。

○逢坂委員 私から3点ほど質問させていただきます。

説明資料14ページの真ん中くらいに6次産業の推進ということで今回222万8,000円予算計上されております。昨年100万程度だったと思いますが、昨年の実績と今

年度100万を増やした理由についてお聞きしたいと思います。

○阿部委員長 商工観光課、高橋課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

6次産業化の事業に関しましては、うちのほうで予定している事業者1名がおりましたので、その部分の事業費として昨年度よりは多くなっております。

○阿部委員長 逢坂委員。

○逢坂委員 今ちょっと聞き漏れたのですけれども、件数が増えたということで増やしたという意味ですか。事業者が増えたということで、そういう解釈でよろしいですか。

○阿部委員長 商工観光課、高橋課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

5年度に実施する事業者が1件予定しておりますので、その分の事業者分で予算は昨年度よりは増えているということでございます。

○阿部委員長 逢坂委員。

○逢坂委員 分かりました。

それから、次に観光業務の経費、これは金額は少ないのですけれども、24万6,000円というその産棄物の処理をうたっています。この産棄物の処理というのは今出たものでないと思うのですけれども、これ今回予算に計上された、新規で計上されているのですけれども、これまでどういうふうな処理をされていたのか、今回なぜ24万6,000円、金額は少ないのですけれども、上げたのか。私は、予算書の159ページにサンセットビーチ管理委託料というのが実はあって936万2,000円、これに含んでも十分やれるのではないかなというふうに思ったのですけれども、わざわざこれに上げたというのは何か目的というか、内容が違うから上げたのか、ちょっとその辺教えてください。

○阿部委員長 商工観光課、高橋課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

この事業に関しましては、これまで公共上屋のほうに産廃として処理するごみというか、廃棄物がたまっているものがありますので、それを隔年、何年間に1度まとめて投げるといふ部分の予算となっております。

○阿部委員長 逢坂委員。

○逢坂委員 この産棄物、特別なものをどこか違うところに投げたという解釈でいいのですか。投げていたという、これから投げるということですか、すみません。

○阿部委員長 商工観光課、高橋課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

これまで上屋のほうにためてあったごみを産廃として出すのにこの事業というか、これから投げる部分の経費でございます。

○阿部委員長 逢坂委員。

○逢坂委員 それであれば単年度で終わるという意味でいいですか。それ投げたら終わる

という意味で、継続事業ではないということで。

○阿部委員長 商工観光課、高橋課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

今年度短期での事業でございます。

○阿部委員長 逢坂委員。

○逢坂委員 それでは、分かりました。

次に、その下のサンセットビーチ運営事業でライフセーバーの配置経費、今回新規でこれ94万8,000円、財務課長のほうからも若干説明があったのですが、再度中身をどのような形で人数の配置だとか、日数だとか、そういうものをちょっと詳しくご説明いただきたいと思います。

○阿部委員長 商工観光課、高橋課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

ビーチの安全性確保のためにということでライフセーバーを今配置しようとするものでありまして、配置予定といたしましてはライフセーバー1名で7月の土日祝日、それと8月を全日ということで計30日ほどの期間の委託料となっております。

○阿部委員長 逢坂委員。

○逢坂委員 私はこういうセーバーをやるのは初めてだというふうに思っているのですが、配置するというのは。ただ、海水浴場の安全管理、あるいはたくさんウィズコロナでこれから増えてくるのだらうというふうに思いますので、一人で例えば今ライフセーバーを配置すると言われましたけれども、私は全然はっきり言って無理だと思います。それはなぜかという、休み時間、あるいは休憩、それからその人が体調を壊したとか、いろんな部分が考えられるので、1名を今募集してやろうとしているそのライフセーバーを配置する。これ海水浴に来る方は、どこの海水浴も実は調べただけけれども、結構やっているのです、配置して。

ただ、羽幌町最近というか、僕の記憶ではなかったなというふうに思っているのですが、この配置は結構重要なもので人の生命を助けるか、助けないかという場面に遭遇する方ですので、1名で足りるとは全然思っていないのです。交代要員というのは絶対必要だし、最低でも2名私は確保するべきだと思うのですが、まずそれができない理由と2名をぜひ確保してほしいことと、安全管理上資格ってこれ特別な資格実は要らないのです。講習を受ければ誰でもと言ったら失礼ですけども、結構ライフセーバーになれるのです。そういうことから、職員も資格を取らせて、代替的に例えばそういう専門にやっている方ができないときにその代わりをやるのかといういろいろなことが考えられるので、それを含めて1名の体制でなくて最低でも2名体制で交代制にするとか、いろいろなことでやったほうが良いと思います。ぜひ考えてください。

それで、これは道からして自治体という形に移管されているのです、海水浴場というのは。この移管されて、なおかつそういう条例規則、あるいは指針みたいなものつくらないと、

つくってくださいというふうに通知来ているはずですが、調べたら。ですから、そのガイドラインも当然つくらなければならない、そのライフセーバーを置くことによる。

そういうことも含めて今後今年からこれやろうとしているのですけれども、そういうものを全部整理してつくって進めようとしているのか、ただ単にそのライフセーバーという資格を持った方1名をどんと置いて30日ぐらい置く。そして、そのいないときに何かあったときに、そうしたらどうするのかということも考えてやっているのか、まずちょっと何点か重なっていますけれども、質問いたします。

○阿部委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時56分

○阿部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

商工観光課、高橋課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

今回このライフセーバーを置くということで、今までも監視員として作業員等々おりましたけれども、それよりもより安全性を確保するためという部分でのライフセーバー1名という配置を今進めております。ライフセーバーに関しましてもライフセーバー自体人数少ないですので、一応北海道のほうにもライフセーバー協会という部分がございます、そちらのほうとも協議しながら何とか1名ぐらいの確保は見込めるというか、話で進んでおりましたので、うちのほうとしては資格を持った方のライフセーバー1名ということで今年に関してはこういう状況で予算要求させていただいております。

○阿部委員長 逢坂委員。

○逢坂委員 すみません、何回も同じようなことを質問します。

私は1名では全然無理だというのは、やはり人の命を守るためにその管理人みたいな置いてあります。そして、海水浴始まる前に訓練もやります。いろんな救急法も習ってやります、その管理される方。それは別にして、こういう制度自体、ライフセーバーを置くということ自体が、それをやはり何かあったときに皆さん見ているわけです。海水浴場に来た方は、羽幌町のサンセットビーチにはライフセーバーを今度置くようになったのだなど。これが例えば2名にするということは、僕は毎日やっぱり置いたほうがいいと思うのです、海水浴を開けている最中は。だから、2名体制にしたほうがいいということも含めて2名体制と言っているのです。ですから、今年度例えば無理であれば来年度に向けてぜひこれからウィズコロナで海水浴場も来客も増えると思うのです。そのためにもぜひそういうことを検討していただけないかなというふうにただ思いを込めて、これライフセーバーいるということで、当日いなくて事故あったときにいなかったのだよなど、その管理人だけで対応できなかったのだ、消防呼べばいいということは分かるのですけれども、せっかく置

くのやはりそういう体制をきちっとつくってあげるのがやっぱり私は海水浴場を管理する自治体の町の責任だと思うのですが、それはどうですか。今年できなければ来年に向けて検討するというようなことになりませんか。

○阿部委員長 商工観光課、高橋課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

委員おっしゃるとおり1人よりも2人のほうが当然いいのは、もうそれは当たり前だとは思いますが、ただ、今回初めてライフセーバーを置くという部分で、ライフセーバー自体の先ほど言ったように人数も限られている部分がございます、一応協力いただけるという部分で今年に関しては1名という形で予算計上させていただいております。次年度以降に関しましては、その状況を見ながらの検討にはなるとは思いますけれども、今後の協議としたいと思います。

○阿部委員長 逢坂委員。

○逢坂委員 ぜひ来年に向けて、もう今年はちょっとあれですから、向けて検討してください。

それから、最後にもう一点いいですか。すみません。ビーチボール大会の補助事業なのですが、昨年も質問したのですが、今年も崖の上からずっと拝見していたのですけれども、どの程度の費用対効果を羽幌町は期待しているのか。逆に言うと終わった後に、終わった後と言ったら失礼ですが、いなくなったときにほかの海水浴客に聞いたらうるさ過ぎると、そういった苦情も旅から来た人があずましく海水浴ができていないと、できないと。例えばイベントが一日で終わるわけではない、終わるのはいいのですけれども、そういうことも結構苦情を聞いたのです。昨年から僕言っていたのは、費用対効果というのはどのくらいあるのかなと、羽幌町にとって。それやらなければならないという、この後ちょっと関連で質問するのですけれども、別なことをしたほうが僕はいいと思っているので、その費用対効果についてちょっとお聞きします。

○阿部委員長 商工観光課、高橋課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

ビーチボール大会に関しましては1日ないし2日の開催ということで実施しておりますが、実施することによって参加者150名ほど、それにプラスその応援ということで200名、250名ぐらいの人数がビーチのほうに来るということで人数はその分増えているということで考えております。

これをやることによってビーチバレーが好きな方という部分で観客という部分も増えているでしょうし、金額という部分に関しましてはそれだけビーチに入ってくれば町内の商店ないしなんなり、コンビニないしでの買物という部分ではしてくれているのかなということ考えております。

○阿部委員長 逢坂委員。

○逢坂委員 いや、私聞いているのは費用対効果なのです。だから、ビーチバレーをやる

ことによってどこの部分がどういうふうにして羽幌町のために効果があるのかということなのです。まず、1点目。

それで、来場者に聞くと、海水浴の方に、旅の方に聞くと駐車場がない、下に。御存じのとおり狭いのです、羽幌町は。そこに止められないって上へ行く。あんなのやらないで、何で海水浴なのに2日もそれやらなければならないのという一種の苦情です。それ僕聞いているのです。ですから、費用対効果が、だから大きくあるのであればそれはそれでいいと思うのですけれども、一般の海水浴客が来ても駐車場そこ取られて上に行って駐車して、下に来てって、その方々というのはビーチバレーは関係ないわけですから。ビーチバレーというのは、ビーチバレーに特化した方々しか来ないわけですから。だから、海水浴客を呼ぶのでなくて、泳ぐための方を呼ぶのでなくて、その大会のために来る方ばかりです、僕の解釈では。いや、僕はそう思うのですけれども、泳ぐ方もいると思うのですけれども、そういうことも含めて昨年から検討してくださいと言っているのですけれども、それはできないならできないで結構です。まず、そこだけ聞きたいと思います。

○阿部委員長 商工観光課、高橋課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

昨年もこの関係については質問されていますけれども、ビーチバレーボールに関しましては大会としてうちのビーチ使って実施しているもので、うちはそれに対する補助をしているものであります。先ほど何か委員おっしゃっていましたが、大会だけではなくてビーチ来るイコール先ほど言ったように選手はビーチボールしているとは思いますが、周り、応援含めた家族に関しましては海水浴含めた中での来場をしていると考えております。これに関しましては、集客という部分では、金額という部分ではちょっと表せないですけれども、かなりの効果があると考えてはおります。

○阿部委員長 逢坂委員、この質問続くようでしたら実施主体は町ではなくて実行委員会のほうなので、それ踏まえて質問してください。

逢坂委員。

○逢坂委員 分かりました。これはもう実施主体が羽幌町でないということで、助成しているからそういうことだと思っので、昨年ちょっとこれは質問して、この後に私が今質問するのは実は関連性があるかどうかちょっと、委員長、なかったら止めてください。

○阿部委員長 はい。

○逢坂委員 海水浴場に遊戯施設が少ないということが多くというわけではないですけれども、僕が聞いた範囲ではほとんどないね、子供たちが遊ぶところがない、施設がない、コロナで3年間はなかなか海水浴も開けられなかったという部分はあるのですけれども、そういうことが昨年ですか、聞かれて、いや、どうですかねと、ほかの海水浴場僕はあんまり行かないのですけれどもという話だったのですが、そういう海水浴場に子供たちが遊べるような施設を、例えば財源的に厳しいですから、こういうのをやめて、そういうふうなものを入れたほうがよりいいのかなと思って関連して質問しているのです。そういう遊

戯施設等増やすとか、そういう考えは今後ないのかどうかちょっとそこだけお聞きします。

○阿部委員長 商工観光課、高橋課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

委員おっしゃるとおりコロナのために遊具施設というか、子供用のプールという部分を設置していない時期もございました。今後に関しましては、その部分に関しては今コロナ見据えた中での設置にはなるとは思いますけれども、新たな遊戯施設という部分に関しましては考えてはおりません。

○阿部委員長 逢坂委員。

○逢坂委員 考えていないってそう決めつけないで、海水浴に人を呼ぶのであれば、やはりそういうものも、私はほかのところへ行ったら、僕はあまり見ていないのだけれども、留萌しか見ていないですけれども、そういうものがたくさんあるのです。結構プールとか、小さい海に入れない子供たちが遊ぶものが。だから、羽幌町って1個かあったかなという感じで、滑り台がある程度でブランコと3つぐらいかなと思うのですけれども、そういうもので、できれば小さい子供たちが気楽にそういうところで遊べるようなものをやはり増やすと、数も制限あると思うのですけれども、ある程度整備してあげればいいなというふうな思いで質問しているわけで、そこもしないのではなくてこれからやはりコロナも感染症も減っていくのかなというふうな思いもあるので、海水浴というのは北国では限定された期間ですけれども、ぜひそういうことも考えていただきたいというふうに思って、答弁はいいです。よろしくお願ひします。

○阿部委員長 ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○阿部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8款土木費、165ページから178ページまで質疑を行います。

平山委員。

○平山委員 予算書の178ページ、説明資料の15ページ、土木費の一番下の公営住宅建設事業についてちょっとお伺ひいたします。

これは2棟4戸建設になるわけですが、その中で移転補償費56万ついています。これは、何戸の移転費なのでしょう。

○阿部委員長 町民課、宮崎課長。

○宮崎町民課長 お答えいたします。

移転補償費につきましては8戸分見込んでおりまして、1戸当たり7万円ということでございます。

○阿部委員長 平山委員。

○平山委員 8戸分で建設するのは2棟4戸分ですよね。この新しく建設される公営住宅ではなくて、ほかの公営住宅に移転する分も入っているということ。

○阿部委員長 町民課、宮崎課長。

○宮崎町民課長 お答えいたします。

移転の部分につきましては、現在北町団地に入居されている方が町内の幸町以外の部分も含めて移転される場合に補償するというものでして、幸町団地の建設とリンクするものではございません。

○阿部委員長 平山委員。

○平山委員 では、新設されるこの幸町団地、ここの部分については入居者を新たに募集するとか、そういう形になるのでしょうか。

○阿部委員長 町民課、宮崎課長。

○宮崎町民課長 お答えいたします。

新たに建設する2棟4戸の部分につきましては、公募する部分と、あと場合によっては北町の方から移転する部分も考慮した上で判断することになるかというふうに思います。

○阿部委員長 平山委員。

○平山委員 移転する部分ではいいのですが、公募する場合私ちょっと町民の方からこういうこと言われたのです。この羽幌の町、公営住宅、高齢者ばかりが入居しているというか、要するに周りに若い人とか、そういうのいないよね。なぜそういうことを言うかという、例えば冬の場合家の前の除雪とか、そういうことに関して高齢者ばかり住んでいると除雪をしてくれる人がいないと。そうすると、高齢者なんか特に外に出なくなってひきこもりになるような状態になるのではないですかと。私ちょっとそのことを聞いたのは、その方はほかの町村から羽幌町に転入してきた方なのです。もう五、六年になるのかな。それで、その方は除雪の機会になると自分の家の持っている除雪機で除雪をしてあげていきますと、ボランティアでしているのですよと、この町一体どうなっているのですかと厳しい言葉をいただいたのです。要するに公営住宅公募して、たしか入るのにいろんな基準とかあるとは思いますが、そういう年齢的なものとか、やはりこれからのことを考えたら必要でないかなという気がするのです、私自身も。その辺はどうでしょうか。

○阿部委員長 町民課、宮崎課長。

○宮崎町民課長 お答えいたします。

ただいまの委員さんのご意見の部分だったのですけれども、基準というのは公営住宅であれば公営住宅法という部分での中のルールに沿った形になりますから、それ以外の独自のルールというのはまずは難しいのかなというふうに思いますので、その辺はちょっとご理解をいただきたいというふうに思います。

○阿部委員長 平山委員、予算の内容とはずれていますので、できれば内容を変更するか形を変えて質問をお願いします。

平山委員。

○平山委員 私もそう思いながら聞いたのですが、ちょっと聞いてほしいのです。もうすぐやめます。要するに今課長そういうことは難しいと言いますが、今後この羽幌町にとってそういうことも考慮しながらやっぱり選定していく必要があるのかなど。やはり高齢者も多くなっていますので、住みやすいまちづくり、優しいまちづくりを目指してそういうものを考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○阿部委員長 工藤副委員長。

○工藤副委員長 この住宅の5年度の予算で1LDK2棟4戸、前年度は1LDK1棟2戸、それから2LDK1棟2戸となっております。大体ちょっと前の年度も見ると1LDKと2LDKと1棟ずつという形が多かったのですけれども、今回このようにしたということは1LDKの希望者が多いという予想というか、そういう状況があったのかどうか、それ聞きたい。

○阿部委員長 町民課、宮崎課長。

○宮崎町民課長 お答えいたします。

令和5年度の部分につきましては、1LDKの2棟4戸ということでございます。この部分につきましては需要が多いとか、そういうことではなくして、もともとの計画が令和5年度以降の分については1LDKというところになりまして、建設場所につきましてもこれまでの区画の中で整備していたところと違う形で中通りを挟んで今度山側の区画になりますので、そこの中での計画というのがもともと1LDKというところであったものでございます。

○阿部委員長 工藤副委員長。

○工藤副委員長 分かりました。実はというか、4年度の幸町団地に入居申請というか、それをされたときにたしか僕聞いたのは合計28名の申請があったと聞いておりました。住宅の戸数に比べて非常に多いなというふうにして感じておりました。以前にも一般質問したときにできたら3棟6戸ということではできないのかということでやりましたけれども、町民のニーズがあるのであれば、やはり町民の思いに応じてあげるとい部分も今後考えていくべきではないかと思うのですけれども、この辺について今の時点で町長どのように考えておりますか。

○阿部委員長 暫時休憩します。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時19分

○阿部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

駒井町長。

○駒井町長 申し訳ございません。希望が多いので、建設戸数を増やしたらどうかというご意見だと。この建設につきましては、社交金の制度使っております、その予算の配分に当たった分だけやるというようなことでできておりますので、そういうふうな戸数になっておりますので、当たらないと1棟2戸か、そういう格好になります。

また、一昨年でしたか、ご希望の分でということで、その前か、ちょっと忘れましてけれども、予算から増えた部分は増やしてやったといったこともございましたし、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

○阿部委員長 工藤副委員長。

○工藤副委員長 このことは、例えば町側からこういう町民の要望が多いので、もう少し戸数を建てたいのだという、そういう要請はできないのですか。

○阿部委員長 暫時休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時21分

○阿部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

駒井町長。

○駒井町長 その部分につきましては、町の負担分もございますので、2棟4戸という格好になっておりますし、この2棟4戸につきましては留萌開発期成会の中では必ず確保できるように要望事項として上げているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○阿部委員長 工藤副委員長。

○工藤副委員長 いや、あまり長くはやりたくないのですけれども、2棟4戸で期成会に申請というか、要望を出しているということであれば、それが3棟6戸の要望を出してもそれはそういう要望は出せないということではないはずだと思うのですけれども、その辺思うのですけれども。

○阿部委員長 暫時休憩します。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時22分

○阿部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

財務課、大平課長。

○大平財務課長 私のほうからちょっとお答えしたいと思います。

工藤委員おっしゃられたとおり要望がたくさんあるのは担当課も承知しておりますし、理事者のほうも十分承知はしております。ただ、どうしてもこの予算のほうも御覧いただければ分かると思うのですけれども、2棟4戸建てる段階で1億2,000万円ほどかかっております。交付金のほうにつきましては、大体45%が1棟当たり、1棟というか、建てるものに対しての45%ほどが交付金でやっております。残りの55%につきましては、当町では公営住宅の整備事業債という形で起債を借りております。ただ、この起債につきましては、あくまでも交付税の補填のない本当の借金という形になります。

あと、大変申し上げにくいのですが、この借りた借金につきましては家賃収入ではカバーし切れない金額になりますので、一部は皆さんからいただいている一般財源のほうでも補填をしながら借金も返している状況になっております。どうしても今のその公営住宅という形になりますといろいろな規制がありますので、それに合致した建て方をしていかなければなりませんので、それなりのコストがかかっている状況になっております。ですので、今のままの形で公営住宅をいきなり1棟2戸増やすとかというのはちょっと難しいかというふうには思っておりますし、現在担当課のほうで持っている計画があと1年ほど、6年度ほどまでの計画になっておりますので、その後については今後どういう形がいいかというのは庁舎、庁内でちょっと協議をしながら今後の対応は考えていきたいと思っております。

○阿部委員長 先ほどから同じ内容の質問と答弁になっていきますので、これ続けるのであればまた内容を変更するか、この程度にするかをお願いします。

工藤副委員長。

○工藤副委員長 では、これでやめますけれども、要するに羽幌町として町民のニーズというか、要望がどうかというのは常に把握して検討して、そしてそれをどのようにしていくかということは役場内でやってもらわないといけないと思うので、この辺簡単にできないということじゃなくて、どういう方法があるかということを考えて古いうちで生活するのに困っている人とか、家探している人の要望をやはり取り上げていく、そういう政策は僕必要だと思うので、検討していただきたいと思います。

終わります。

○阿部委員長 ほかがございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

次に、審査の都合上、11款災害復旧費の質疑を先に行います。217ページから218ページまで質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

次に、9款消防費、179ページから181ページまで質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これでは質疑を終わります。

次に、10款教育費、183ページから215ページまで質疑を行います。

小寺委員。

○小寺委員 すみません、何回も。文教厚生常任委員会、うちの担当なのですけれども、ちょっと予算に関わることなので、改めて質問させていただきます。

説明資料の16ページ、焼尻小中学校の建設事業についてです。委員会でも経過ですとか予算、いろいろ説明は受けたのですけれども、その後、臨時議会もありましたし、スケジュールどおり進んでいると思います。最近でいうとホームページで質問の内容が掲載されたりしています。今現在の時点でいくと参加申込みが3月3日で終わっていると思うのですけれども、もし可能なら参加申込みがあったのかどうか、それと今後プレゼンテーション等を行って最終的には契約の議決はいつ頃を考えているのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

○阿部委員長 学校管理課、酒井課長。

○酒井学校管理課長 お答えいたします。

一応参加表明につきましては具体的な数は言えませんけれども、いただいております。これに基づきまして3月24日に企画提案書の申込みという期限を設けておりまして、予定ですと今月の27日にヒアリングを受ける予定としております。予算につきましては、まず前回の議会等で債務負担行為取っておりますので、今回の議決をいただければ新年度入ってから設計に関する業務に係る契約を結んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○阿部委員長 小寺委員。

○小寺委員 まだ参加を、何件来たか分からないのですけれども、その後企画書を本当に提出してくれるのか、プレゼンテーションにいったうまく進んでいただけたらなというふうに思います。

決まった時点での議会の議決というのは必要は今の説明はなかったのですけれども、予算が通ってしまえばそのままスタートするという形でよろしいのでしたっけ。

○阿部委員長 学校管理課、酒井課長。

○酒井学校管理課長 お答えします。

今回の実施設計に係る部分については金額がそこまで至りませんので、議会の議決は不要と考えております。

○阿部委員長 小寺委員。

○小寺委員 分かりました。今任期中にどういうふうになっていくのかが説明があるのか、ないのかちょっと分かりませんが、ぜひ新しい委員会になるのか分かりませんが、情報をしっかりと共有していただきたいなというふうに思っています。

続けてよろしいでしょうか。説明資料の17ページ、給食センター運営事業ということで財務課長の説明でも少しだけ触れていたと思うのですけれども、非常時の食品を購入す

るといふことで伺っています。その導入理由もたしか少し触れていたとは思いますが、何食分で、どういふ経緯でこれを入れることになったのかといふのを少し説明していただけますでしょうか。

○阿部委員長 学校給食センター、酒井所長。

○酒井学校給食センター所長 答えいたします。

まず、今回に至った経緯なのですけれども、学校給食という部分で調理している最中に突然の設備の故障ですとか、そういう急遽給食を提供できなくなった場合ということもあり得ないわけではありませぬので、そのときに急遽給食として提供、やっぱり対応したいという思いがありましたことから、このたびこのような予算計上とさせていただきます。

内容につきましては、羽幌小学校、中学校、島の天売、焼尻小中学校、そのほか教職員の分を含めまして、量が違うのですけれども、小学校用として1食300円が320個、中学校用が400円のを240個という部分で予算計上しております。

○阿部委員長 小寺委員。

○小寺委員 今の説明でいふと機材の関係で給食が提供できないという理由だったと思うのです。昨日の金木委員の一般質問の中でちゃんときちんと調理師ですとか、そういう人の関係で問題はないのかと、そういう質問の中の回答で代替調理人といふのですか、方を入れて問題なくといふか、進んでいるといふ答弁があったのですけれども、いろんな話を聞くと結構給食センターの人員で苦勞しているのかなと。代替の方を入れているといふことなのですが、元いた方とかに聞くと調理人の方と代替の方では仕事の内容も違って、本来の方が少ないとそこにすごく負担がかかってくると、そういう話もちよっと聞きましたが、やっぱり代替の方の仕事といふのは違っているのです、その方を幾ら補充しても本来の方の負担が増えているのではないかなといふふうには聞いてはいたのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○阿部委員長 学校給食センター、酒井所長。

○酒井学校給食センター所長 答えいたします。

今委員おっしゃったとおりの部分のこともございますけれども、一応代替調理員の中にも正規の調理員の方から自分のご都合で代替のほうに替わったといふ方もおります。そのような方の協力を得ながら行っているといふ状況でございます。

○阿部委員長 小寺委員。

○小寺委員 それでは、やっぱり認識としては今のあれで問題ないと、スムーズに給食が提供できる状況ですといふことで、もう一度確認なのですが、最後に確認だけなのですが、お願いします。

○阿部委員長 学校給食センター、酒井所長。

○酒井学校給食センター所長 答えします。

やはり人員不足という部分につきましては一般質問でも答弁させていただいております

ので、そこは引き続き募集はかけていきたいと思っているのですけれども、今現在のところはいろいろと皆さんの協力を得ながら行っているという状況でございます。

○阿部委員長 村田委員。

○村田委員 焼尻小中学校と天売複合化施設建設事業の関連、両方のことで質問をしたいと思えます。

来年度予算で両方の事業の予算が上がってきました。もともと令和6年、7年に同時に着工するという流れで進んできたわけですが、焼尻小中学校の進んでいくそのスケジュールと、あと天売の複合化施設、今年度確認申請して、もう設計は終わっていますから、そのスケジュールはどういう流れになっているのか、それぞれ教えていただきたいと思えます。

○阿部委員長 学校管理課、酒井課長。

○酒井学校管理課長 お答えいたします。

まず、焼尻につきましては先ほど申し上げましたとおり、実施設計に係る契約を来年度契約をして、その年度中には実施設計を終えたいというふうに考えております。工事着工につきましては、国の交付金等を見込んでおりますので、その申請、認可、内定が下りましてからの着工という予定としております。

天売複合化施設につきましては、予算計上をしております申請事務等を行いながら実施設計はしているのですけれども、それから時期も経過をしておりますので、実際単価等の見直し等も行わなければなりませんので、その見直し等を行いながら早めに契約業者を決めたいと思ってはいるのですけれども、いずれにしても工事の着工につきましては6年度、7年度ということで予定をしております。

○阿部委員長 村田委員。

○村田委員 詳しいそのスケジュール的な部分に関してはまだこれからということでしょうが、6年、7年に着工するということはもうその形で進んでいくという中でこの両事業、ハード事業を離島で同時に着工していくと、完成させるというところに行くところ、いろんな部分でかなり努力をしなければならない部分があるのではないかなというところ、いきますと、島民の思いというのですか、焼尻と天売の中で複合施設はもう何回か延ばされてきて、天売の島民はやっぱり何か例えば入札がうまくいかなかったとか、いろんなことによってまた遅れるということになりますと非常に島民にとっては残念なことになってしまいます。

その中でいくと、一番いいのは令和6年、7年両方うまくクリアして完了できればいいのですが、もしそこがうまくいかないようなことがあって、何かの形で遅れるということになったときには、天売は遅れてほしくないというのは心情ではないかなと思うところで、これから進んでいく中でできれば天売のほうが先に一步進んだ形で焼尻が追従していくような、そういう形は取れないのか。

あと、端的に言いますと骨材の運搬とか、生コンの調達の方とか、いろんなことで不

合理があると思うので、そこら辺のこれからの考え方をお聞きしたいと思います。

○阿部委員長 学校管理課、酒井課長。

○酒井学校管理課長 お答えをいたします。

まず、焼尻のほうにつきましては委員会でも説明しているのですけれども、設計を行った業者にまた別途その工事を行っていただくような形のスタイルを取りたいと思っております。その中で具体的に設計を行いながらどういうふうに工事を進めていくのかという具体的な協議ができていくのかなというふうに考えておりますので、そういうのを踏まえながら天売の具体的なスケジュールもこちらで考えながら、やはり今委員おっしゃったとおり6年度、7年度2か年で両方とも完成させたいという思いの中から、そういう打合せ等を早めに進めて実施をしていきたいというふうに考えております。

○阿部委員長 村田委員。

○村田委員 最善の努力をして進めていただきたいと思います。

終わります。

○阿部委員長 ほかがございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

次に、12款公債費、219ページ、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

次に、13款諸支出金、221ページから223ページまで質疑を行います。

小寺委員。

○小寺委員 度々すみません。なかなかこの款で質問する機会がないのですけれども、昨日のこともありますし、ちょっと具体的に質問していきたいと思っております。

12月でしたっけ、1月かに回覧板に町の会計年度職員の募集の回覧が回ってきました。町内会の方に聞いてもすごく町って人たくさん雇うのだねという話を聞いて、自分もばらっとしか見ていないのですけれども、実際会計年度職員を町として年間どのぐらいの方が必要で、そして今回どれぐらいの方が応募しているのか、その状況というのは、全体の状況、各細かくではなくて全体でいいので、どのぐらいの方を募集して、そして今回どれぐらいの方が応募してくれたか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○阿部委員長 暫時休憩します。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時42分

○阿部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課、敦賀課長。

○敦賀総務課長 お答えいたします。

ただいま13款ということですので、一般会計の会計年度任用職員として全体で予算計上させていただいておりますのは190名でございます。今回1月、2月でしたか、公募をかけた人数につきましては、ちょっと今はっきりとした人数分からないのですけれども、十数名公募をかけておまして、応募のあった者は4名でございます。

○阿部委員長 小寺委員。

○小寺委員 190名分の予算を上げているということ、190名必要ということではなくて……必要なのが190名会計年度職員が必要という認識ですか。すごくびっくりしました。それで、公募したのが十数名、ちょっと聞き取りづらかったのですけれども、十…

○敦賀総務課長 十数名。

○小寺委員 ごめんなさい、十数名必要だったと。実際応募したのは4名ということは、今回十数名だから分からないのですけれども、まだまだ足りないということ。まだまだといったら申し訳ないのですけれども、本当は十数名欲しいのですけれども、4名しか来ないので、やっぱり足りないということですよ。

ホームページで見ると、今募集が継続されて載っているのが霊園の管理人の方と郷土資料館の管理人の方、先ほどもちょっと質問しましたけれども、給食調理人の方、あとバラ園の作業員と。給食のほうは随時必要ですけれども、それ以外は期間が決まっているものかなというふうに思っています。考えると、やはり必要な人員はどうしても集めなければいけないと思うのですけれども、今の条件では来ないといったときにその人員をどう確保していくつもりでいるのか。やっぱり足りないと業務に支障があるから求人を出していると思うのですけれども、その辺例年も含めてどういうふうに、ぎりぎりで対応していると思うのです。ただ、本当は例えばバラ園とかも3名必要だけれども、2人しかない、1人しかいないとなったときにやっぱり採用された方に負担がどんとかかかってしまうと思うのですけれども、その辺はどういうふうに考えていますか。足りない人員に関しては。

○阿部委員長 総務課、敦賀課長。

○敦賀総務課長 お答えいたします。

各課にわたる事業の内容ですので、詳しいことまではちょっと私のほうでは把握はしておりませんが、基本的には再募集をかけて見つかるまで募集をかけていくと。もしそういう募集がそこまで、定員まで至らない場合については各課のその体制の中で各事業の運営というのですか、そういうものを行っているものと認識しております。

○阿部委員長 小寺委員。

○小寺委員 でも、必要だから予算化させているわけで、それは各課任せではなくて、例えば一般の企業だったら募集が来なかったらやっぱりその雇用の条件を変えたり、時給を考えたり、いろんなことを考えて、必要な人員ですからやると思うのです。そのままにすると既存の方というか、働く方にも負担がかかりますし、もしかしたらその担当する課が通

常の業務のほかにそういう仕事もやらなければいけないというふうな状況はやっぱり好ましくないと思うのですけれども、今後募集をかけてもなかなか来ないというときにはそういう条件を変えて給料を上げるのか、休みを多くするのか分からないのですけれども、そういうことって今後考えていくことは必要だなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○阿部委員長 総務課、敦賀課長。

○敦賀総務課長 お答えいたします。

昨日の答弁でも話した部分があるのですが、基本的には会計年度任用職員については一般職の給与表に準じて制度設計していますので、それを例えば特定のものだけ上げるとなると全体に波及してくるという部分にもなってきますので、その辺については慎重に考えなければいけないのかなということで、現時点ではそういう改定をするということは考えておりません。

○阿部委員長 小寺委員。

○小寺委員 一つを変えると、ほかのやつに波及するということが十分分かります。ただ、例えば昨日の発言からすると、会計年度職員で募集をかけるのかな、めん羊牧場の件ですけれども、面接の際に本人のやる気次第でどっちがいいと、正社員の道もあるという話もありましたよね。そうすると、めん羊牧場だけそれをしてしまうとおかしな話で、ほかのところにも波及して、そうしたらあなたはやる気あるから正社員でどうですかという話にもなってしまいがち。だから、そのめん羊の採用を変えるとほかの会計年度職員も影響を受けると思うのですけれども、めん羊は別枠ということなのですか。

○阿部委員長 総務課、敦賀課長。

○敦賀総務課長 お答えいたします。

昨日町長の答弁でもございましたが、一般的なまず考え方といたしまして、そういう技師等の特殊な業務の職員を採用する際につきましては、あらかじめ正職員として募集をした中で採用することというのが一般的でございます。そういう中で現在会計年度任用職員として採用している者が職員としてのそういう採用を希望するというのであれば、募集要件に該当するのであれば、それを拒むものはこちらとしてはございませんし、面接を行った中で職員として採用できるかどうかを判断するということになろうかと思っております。そういう趣旨であるということでご理解いただければと思います。

○阿部委員長 小寺委員。

○小寺委員 そうしたら、あくまでもめん羊は特殊であって、ほかの会計年度職員に関してはそういう扱いはしないということなのではないでしょうか。例えば調理人の方だってその道で一生懸命やっているかもしれないし、今後資料館の方もその専門的な知識を使って技師になるかどうかは分からないのですけれども、一生懸命、例えば通年雇用なのかどうか分からないのですけれども、そういうふうにやりたいというふうになっていくのか。

ただ、今回もめん羊の職員に関して、めん羊牧場の職員も会計年度職員として求人を出

しているのかなというふうに認識しています。ただ、その役場のホームページ上ではもう募集もしていないとか、掲載されていないので、それでは申し込む人が、4月以降1人になるということで、ただ募集はしていないけれども、何か当てがあつて今後正職員として当てがあるから求人とか、職員募集には載っていないのかなというふうに思うのですが、一貫性をきちんとルール上やらないと、先ほど課長がおっしゃったようにここはいいけれどもというふうにはやっぱり、ほかの人が、あれ、めん羊の職員だけちょっと違うのかねという話になってしまうかなと思うので、十分に運用については慎重に行うべきだというふうに思います。

そして、予算上でもあくまでも例えば今回に関しては13款、任用職員と、たまたま正社員になれば予算も違ってきますので、その辺もきちんと説明できるようにしたらいいなと思います。

ちょっと個別のことに入ります。例えば今回説明資料の18ページで総務費分ですとか、各分野で分かれています。総務費分でいくと来年度が385万5,000円となっています。ただ、昨年に関しては令和4年度の予算要求では647万4,000円だったのです。結構半分ではないですけども、減っているのですけれども、その要因というのは人が必要なくなったのか、たまたま去年人がたくさん必要だったのか、その辺をちょっと説明お願いします。

○阿部委員長 暫時休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午前11時55分

○阿部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課、敦賀課長。

○敦賀総務課長 お答えいたします。

18ページに記載のある会計年度任用職員の人件費の総務費分につきましては、これ基本的に臨時費に係る部分を記載しておりますので、今年その臨時費から経常費に移行したのものもありますし、この事業内容のところで記載誤りがあるのですが、新地域おこし協力隊員というのが書いてあるのですけれども、昨年度まで協力隊のほうの予算づけしていたのですけれども、今年度その分が減っているということで、これちょっと記載誤りということでご了承いただければと思います。

内容としては以上になります。

○阿部委員長 小寺委員。

○小寺委員 そうなのですね。同じ会計年度職員の人件費という13款でも経常費に行ってしまったものもあるから、これがその会計年度、百何十人必要な分で全てがここに網羅しているわけではなくて、経常費のところにかんがりの部分というかがある、経常費ですよ

ね。今回に関しては、臨時費に関してこれだけかかると。先ほど話があったとおり地域おこし協力隊は入っていないと、これには。それは経常費に入っている。

同じように教育関係についてもお伺いします。昨年が1,900万5,000円で、今年度が2,537万4,000円ということで600万ぐらいかな、増えている要因を教えてください。

○阿部委員長 学校管理課、酒井課長。

○酒井学校管理課長 お答えいたします。

金額の部分につきましては、ちょっとはつきりは申し上げられませんが、要素といたしましては教育支援員とここに書いている部分なのですが、羽幌中学校における特別支援教育の充実を図りたいということから、支援員を2名増員させたいということの増員を図っているということが一つの要因と考えられます。

○阿部委員長 小寺委員。

○小寺委員 何はともあれやっぱり職員だけでは1年間仕事をきちんとすることができない。たくさんの方で町を今後運営していかなければいけないと思うのです。民間企業も人数が少ない、人手が足りないという中でも町が進む中で、やっぱり人の確保というのは本当に今後まだまだ大切になるのかなと思います。再任用、会計年度職員含めて今後人、人事については令和5年だけではなくてこれから人も減っていきますし、本当に必要な人材が集まらない状況について最後に町長からご意見いただければなと思います。

○阿部委員長 駒井町長。

○駒井町長 今後も職員が不足であったり、また募集してもいない場合についてはどうするかということですが、そのことにつきましては総務課から各担当課といろいろ相談しながら根気よく募集を続けてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○阿部委員長 ほかがございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

次に、14款予備費、次に給与費明細書、継続費、債務負担行為並びに地方債に関する調書について、225ページから237ページまで質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

これで歳出を終わり、次に歳入に入ります。債務負担行為及び地方債は16ページから18ページまで、歳入は1款町税の26ページから21款町債の72ページまで、一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

以上で羽幌町一般会計予算を終わります。

昼食のため暫時休憩します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○阿部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、羽幌町国民健康保険事業特別会計予算、1ページから26ページまで、歳入歳出一括して質疑を行います。

金木委員。

○金木委員 予算説明書の24ページ、国保の一番下にあります特定健診未受診者対策事業で、この小さな括弧書きの中に二十歳以上に拡大をするというふうに書かれておりますが、この間説明でも特になかったものですから、特定健診は多分40歳以上の受診ということで変化はないのだろうと思うのですが、これ二十歳以上に拡大をした狙いとか、経緯とか、その辺説明お願いしたいと思います。

○阿部委員長 健康支援課、鈴木課長。

○鈴木健康支援課長 お答えいたします。

町が単独でということよりも、その法律上の範囲が拡大したというところでの拡大ということでございます。

○阿部委員長 金木委員。

○金木委員 拡大をしたとしても実際二十歳以上に勧告しても健診を受診できるのは40歳以上、では二十歳以上の方が受診するのかなと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○阿部委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時02分

○阿部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康支援課、鈴木課長。

○鈴木健康支援課長 大変申し訳ありません。お答えいたします。

未受診者対策という部分の対象が20歳まで拡大されたというところで、受診を希望する方とか、そういう部分ではなく、まず例えばですけれども、いろんな健診の未受診者対策という部分で呼びかけをする部分の対象が拡大したということでございますので、対策費がその部分ちょっと膨らんでいるという状況であります。

○阿部委員長 金木委員。

○金木委員 いろんな健診確かにあるのだらうと思うのですが、それをこの項目の中に盛り込んだということで、総合健診とかいろんな健診は確かに二十歳以上でもできるのかと思うのですが、この特定健診のところに書かれるとちょっとおかしいなと思ったのですが、特に特定健診に限定しているというわけではないという考えで、そういう押さえでいいわけですね。

○阿部委員長 健康支援課、鈴木課長。

○鈴木健康支援課長 お答えいたします。

先ほども申しましたけれども、特定健診の未受診者対策でありますので、それに対しての受診勧奨ですとか、そういう部分に関しての委託料になりますので、例えばそれ以外の健診を受けているとかということではなく、この部分は特定健診の未受診者対策事業ということになりますので、ご了承いただければと思います。

○阿部委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

次に、羽幌町後期高齢者医療特別会計予算、1ページから12ページまで、歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

次に、羽幌町介護保険事業特別会計予算、1ページから40ページまで、歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

次に、羽幌町下水道事業特別会計予算、1ページから24ページまで、歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

次に、羽幌町簡易水道事業特別会計予算、1ページから19ページまで、歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

次に、羽幌町港湾上屋事業特別会計予算、1ページから10ページまで、歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

次に、羽幌町水道事業会計予算、1ページから32ページまで一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

以上で各会計予算の内容審査を終了したいと思います。

審査を締めくくるに当たり、令和5年度各会計予算について総括質疑を行います。なお、総括質疑は予算全体を概括して、総合的な見地から発言を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

以上で各会計予算の内容審査を終わりました。

続いて、予算関連議案及び各会計予算それぞれの議案審査をいたします。なお、予算については一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計とも歳入歳出予算、継続費、債務負担行為、地方債ほかそれぞれ一括して質疑を受け、討論、採決の順に従い審査を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○阿部委員長 異議なしと認め、ただいま説明した順序に従って審査を進めることに決定しました。

それでは、予算関連議案の審査に入ります。

議案第5号 羽幌町まちづくり応援寄付条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部委員長 これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○阿部委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 羽幌町まちづくり応援寄付条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第6号 羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部委員長 これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第10号 乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第11号 羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、予算審査に入ります。

議案第18号 令和5年度羽幌町一般会計予算について、歳入歳出予算、債務負担行為、地方債ほか一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 令和5年度羽幌町一般会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第19号 令和5年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 令和5年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第20号 令和5年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 令和5年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第21号 令和5年度羽幌町介護保険事業特別会計予算について、歳入歳出ほか一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで討論を終わります。
これから議案第21号を採決します。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 異議なしと認めます。
したがって、議案第21号 令和5年度羽幌町介護保険事業特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第22号 令和5年度羽幌町下水道事業特別会計予算について、歳入歳出予算、継続費、債務負担行為、地方債ほか一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで討論を終わります。
これから議案第22号を採決します。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 異議なしと認めます。
したがって、議案第22号 令和5年度羽幌町下水道事業特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第23号 令和5年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算について、歳入歳出予算一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで討論を終わります。
これから議案第23号を採決します。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 異議なしと認めます。
したがって、議案第23号 令和5年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算は原案のとおり

り可決することに決定しました。

議案第24号 令和5年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算について、歳入歳出予算一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 令和5年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第25号 令和5年度羽幌町水道事業会計予算について、公益的収入及び支出ほか一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 令和5年度羽幌町水道事業会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本特別委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。付託された案件は、全て原案どおり可決と決定した旨、本会議に報告することにいたします。

◎町長挨拶

○阿部委員長 町長から挨拶の申出があります。これを許します。

駒井町長。

○駒井町長 予算特別委員会の終了に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

阿部委員長をはじめ委員の皆様におかれましては、提案いたしました案件につきまして熱心にご審議をいただき、ご決定賜りましたことを厚くお礼申し上げます。本委員会にお

ける予算審議を通して委員の皆様の日頃からの思い、また前向きなご提言などもお示しいただけたものと感じております。

我が町においても少子高齢化、人口減少が進んでいる状況ではありますが、引き続き財政健全化の維持に努めるとともに、第1次産業をはじめとする産業の振興、発展に係る施策を軸に活力あるまちづくりを目指し、職員一丸となって取り組んでまいり所存でありますので、議員の皆様におかれましては今後とも一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。予算特別委員会終了に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

◎閉会の宣告

○阿部委員長 以上をもちまして羽幌町各会計予算特別委員会を閉会いたします。

(閉会 午後 1時16分)

◎委員長挨拶

○阿部委員長 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には長時間にわたりまして終始ご熱心な審査を賜り厚くお礼申し上げます。また、理事者をはじめ各位には答弁及び説明に当たり格別のご理解とご配慮をいただき、委員会の円滑な運営にご協力くださいましたことに対し改めて感謝を申し上げます。皆様方のご協力により付託を受けました案件につきましては全て審査を終了させていただきました。重ねてお礼を申し上げます。予算特別委員会終了の挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。